

杉の子介護職員初任者研修（通信）学則

社会福祉法人杉の子

杉の子介護職員初任者研修（通信）学則

（開講目的）

第1条 介護を必要とする高齢者や障害者を持つ方の多様化したニーズに対応した専門的な知識・技術を有する介護職員の養成を目的とし、その方が安心して、より良い自立生活ができるように、対人理解や対人援助の基本的な視点で、専門的な職業人として職務に当たるうえでの基本姿勢、基本的な知識、技術等を習得させることを目的とする。

（研修実施主体）

第2条 本研修は、次の事業者（以下、「法人」という。）が実施する。

名 称：社会福祉法人杉の子

代表者：理事長 金杉 紀明

所在地：静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地

（研修事業所の名称・所在）

第3条 事業所は、次のとおりとする。

事業所の名称：杉の子介護職員初任者研修事業所（以下、「事業」という。）

事業所の所在地：静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地

（研修会場及び所在地）

第4条 研修会場の所在地は別紙1「研修会場一覧表」のとおり。

（研修課程及び形式）

第5条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下、「研修」という。）を実施する。

（1）介護職員初任者研修課程（通信）

（2）通信の場合の受講生居住地域は、吉田町内、牧之原市内、島田市内とする

（研修期間）

第6条 事業の研修期間はおおむね8ヵ月間とする。研修期間の日程についてはその都度定める。

（実習の活用）

第7条 本研修においては、別に定めるとおり実習を活用する。

(講師氏名)

第8条 研修を担当する講師名は、別紙2「杉の子介護員初任者研修講師一覧表」のとおりとする。

(実習施設名称)

第9条 実習を行う施設は、別紙3「杉の子介護職員初任者研修実習施設一覧表」のとおり。

(研修時間数)

第10条 研修時間数は、別紙4「杉の子介護職員初任者研修カリキュラム表」を最低基準として、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第11条 第10条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の終了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3 第1項の終了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)、及び(70点未満)の区分で評価する。

尚、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得た者については、必要に応じて補修を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足りるまで再評価を行う。

(受講対象者)

第12条 受講対象者は、介護事業所に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の知識・技術を学び家庭や地域社会で活用することを希望する者であり、心身ともに健康である者とします。

(受講者の本人確認の方法)

第13条 申込時に運転免許証、健康保険証、住民票、学生証のいずれか1つの提示によって本人確認を行います。

(受講申込手続)

第14条 本講座の受講申込み手続は次によります。

- (1) 受付期間 : 開講日の概ね6週間前
- (2) 締切り : 定員になり次第締め切り又は開講日の3週間前

- (3) 申込手続 : 別に定める受講申込書に記載のうえ申込み
- (4) 決定通知書: 事業所から受講決定通知書及び受講料納付通知書を受け、受講料を納入

(受講料及び必要な費用)

第 15 条 研修参加費用は次のとおりです。

- 受講料 : 65,000 円 (税込・テキスト代込)
- 納付方法: 一括納入とする
- 納付期限: 受講料納付通知書を受けてから 2 週間以内
- 補講料 : 補講を必要とする受講者は 2 日間を無料とし、3 日目からは 1 時間 1,000 円とします

(開講の順延又は中止)

第 16 条 開講受付日から開講開始日の 2 週間前迄に申込者が 10 名に満たなかった場合は、開講日の順延又は中止する場合があります。受講料については、第 15 条(2)の規定により返金又は本人の希望により次回の研修受講費として充当することができます。

(解約条件及び返金の有無)

第 17 条 受講申込手続終了後の返金はずぎのとおりとします。

- (1) 受講者からの解約の場合
 - イ、開講の 10 日前迄に電話での連絡を必須とする
 - ロ、開講当日以降は理由の如何を問わず受講料は返還しない
- (2) 事業者からの解約の場合
 - イ、研修応募者が 10 名に満たなかった場合は全額を返金します

(保険の加入)

第 18 条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講生が加入するものとし、保険料については事業者が負担します。

(研修欠席者に対する補講等の取り扱い)

第 19 条 やむを得ない事情により研修の一部を欠席した者については、補講を行う。補講に係る費用は第 15 条に定める補講料で受講者が負担します。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第 20 条 研修開始から 20 分以内の遅刻は、終了後 20 分の補講をする。早退については、いかなる理由であっても欠席とみなします。

(使用テキスト)

第 21 条 研修に使用する教材はつぎのとおりです。

QOL サービス出版 介護職員初任者研修テキスト

(受講の取消)

第 22 条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができます。

- (1) 遅刻を繰り返す者
- (2) 学習態度が著しい悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行う事ができない者
- (5) その他、講師が不相当とみなした者

(退 講)

第 23 条 第 22 条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知するとともに、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第 24 条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永久管理とする。

(修了証明書の交付)

第 25 条 第 11 条により修了をされた者は、当法人において介護保険法施行令第 3 条第 1 項に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付します。

(修了証明書の再交付)

第 26 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「杉の子介護職員初任者研修講座修了証明書再交付申請書」及び事務手数料 1,000 円を事業者に提出することで再交付を受けることができます。

(個人情報取り扱い)

第 27 条 業務上知り得た受講者の個人情報は、講座運営に関してのみ利用し、それ以外の目的で利用しない、この守秘義務は、本研修が終了した後も継続します。

2 受講者においては、研修中に知り得た個人情報を他に口外しないこととし、その旨

を誓約書に記載して事業者に提出することとします。

(受講料の免除)

第28条 第25条の修了証明書の交付を受けた受講生が、当法人の施設に勤務を希望し、採用面接で採用が決定したときは、受講料を免除し、下記により返金致します。

- (1) 受講料の返金は、採用日から6ヶ月の試用期間を過ぎ、正職員として引き続き勤務する職員
- (2) 返金の手続きは当該職員の申出によって指定された金融機関口座へ振り込み、振込手数料は法人負担とする。

附則

この学則は平成27年4月1日より適用とする。

この学則は平成28年4月1日より適用とする。